

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

さいたま市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

一般的に国民健康保険税が、被用者保険に加入している方が負担する保険料に比べ本人負担が重いということは承知しております。本市の場合、加入世帯の約半数が所得100万円以下で、約7割が200万円以下となっております。構成する加入者の所得状況の違いと、構成する年齢層が高く医療給付費も高いため、現在ある軽減や減免制度以上に、加入者に負担いただく国民健康保険税を減額することは、今後の加入状況の流れからは見込まれません。本市としましては増え続ける医療給付費をいかに抑えられるか、そのためには疾病の重症化予防やその啓発に力を入れ、市民が健康に生活できることがより重要と考えております。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くなるように慎重に検討をすすめてください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

国民健康保険は、平成30年から都道府県単位化し、県と市町村が共同保険者となって運営しています。県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、国民健康保険制度の安定化を図るものです。本市としましても持続可能な制度となるよう、県で示した標準保険税率を参考に本市における保険税率に係る検討を進めてまいります。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長す

ることに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と明記されています。物価高騰する中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

法定外繰入については、国保の被保険者以外の方にも費用負担を求めることから、社会情勢の変化の中で保険税負担の軽減の観点での現状からの増額については市民からの理解を得ることが難しいと考えております。本市としましては引き続き、疾病の重症化予防や啓発等の取組により医療給付費の増大を抑え、市民が健康に生活できるよう対応を行ってまいります。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

1(2)①で回答したとおり、国民健康保険は、県と市町村が共同保険者となって運営しています。財政運営の主体となる埼玉県は、国民健康保険を持続可能な制度となるよう、国民健康保険の安定的な運営を図るため「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定しており、県内の市町村とともに赤字の解消に努めているところです。制度の趣旨を尊重しつつも、共同保険者という立場であることから市町村の状況によって県へ意見・要望する事も重要であると考えております。

④ 国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税としていくためには、減免制度においても統一を図っていく必要があり、現在、県が主体となって調整を進めているところです。新たな減免を市独自で制定することはこれに反することであり、検討していません。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

応能応益の割合は、埼玉県が示す割合よりも、本市では、所得が少ない方の負担が過重にならないよう、応能割合を大きくしており、現在の応能割は約61.3%、応益割は約38.7%となっております。国民健康保険は社会保障制度の一部であり、広く薄く保険税をご負担いただくことにより危険を分散する制度であることから、必ずしも応能負担が原則であるとは認識しておりません。応能割合を過度に大きくすることは、加入者の税負担の不公正感から納税意欲をそぐことにもなると考えております。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

令和4年度より未就学児の均等割軽減が開始されました。所得や子どもの人数による制限はなく一律に均等割額の5割を軽減する制度です。就学児以上の子どもに関しても、国の財政負担により均等割負担軽減を拡大するよう指定都市市長会の他、大都市民生主管局長会議や政令指定都市国保・年金主管部課長会議などで働きかけております。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

昨年同様となりますが、法定外繰入金については、国保の被保険者以外の方にも費用負担を求めることから、市民からの理解を得られることが難しいと考えております。また、多額の繰入金は一般会計を圧迫することにもなります。この問題を解決するため、国は3,400億円の財政支援を拡充した上で、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、国民健康保険を持続可能な制度となるよう法改正を実施しております。国民健康保険の財政運営の主体となる埼玉県は、国民健康保険の安定的な運営を図るため、「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、県内の市町村とともに赤字の解消に努めております。

本市としましても、国民健康保険を持続可能な制度とするため、医療費の適正化や健診等の保健事業、事務の効率化などに取り組み、国保財政の健全化を図るとともに、保険税の急激な負担増とならないよう、基金を活用しながら計画的に一般会計法定外繰入の段階的な削減・解消を行う予定です。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

決算剰余金を基金積立金へ積み立てるとともに、保険税率等の見直し時には全額を繰り入れておりますが、それでも赤字が残るため保険税の引き上げを行っております。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

納期までに保険税をお支払いいただいている多くの被保険者には保険証を郵送しております。

納付が困難な方、滞納が続いている方には納付の相談を承っており、無理のない納付の計画に基づき、適切に保険証は発行しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

滞納が続いている世帯への対応で、やむを得ない場合には窓口留置もひとつの手段と考えておりますが、近年では窓口留置の実績はありません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

国民健康保険制度は国民健康保険税をお支払いいただくことで成り立つ制度です。被保険者相互に支え合う国民皆保険の理念からも、また納期までにお支払いいただいている多くの被保険

者の方との均衡の観点からも、滞納が続いている世帯への資格証明書の発行はやむを得ないと考えております。また更新の際には、納付の相談を承っている旨周知を図っているところです。

(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

資格確認書の有効期限につきましては、現状の被保険者証と同様に1年ごとを原則とすることを予定しております。

しかしながら、マイナンバーカードを持っていない、または健康保険証の紐づけをしていない被保険者については、国の方針で本人からの申請によらず職権で交付する予定としています。本市としましては、国の通知等による方針に基づき、取り組んでまいります。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

市ホームページへの掲載や国民健康保険制度のパンフレット等によりお知らせしていく予定です。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

減免制度とは、一時的に生活困窮に陥った方を救済する制度であると考えております。このため、本市では、所得減少減免や生活困窮減免を別途の制度設計で既に整備しており、税の公平性の観点から、現状は拡充を考えておりません。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

一部負担金の減免制度は、一時的に生活困窮に陥った方を救済する制度であると考えています。減免基準は、生活扶助基準の見直しに併せてその影響ができる限り及ばないように平成30年から段階的に変更し、令和2年10月1日からは従前の生活保護基準額の870分の910から1000分の1155に変更いたしました。一部負担金減免の拡充は、国民健康保険の財政運営の観点から容易に引き上げられるものではないため、今後の生活保護基準額の見直し等を注視しながら対応を検討してまいります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

現状の申請書は、全ての項目において一部負担金減免の可否等を判断するために必要であると考えているため、申請書の改定は考えておりませんが、記入方法等については、ご相談いただければと存じます。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

一部負担金の減免申請は保険者に対して行い、保険者において減免の可否決定を行うものであるため、医療機関の会計窓口で事務手続きを行うことはできません。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】財政局 税務部 収納対策課

国民健康保険税などの徴収業務を行うにあたっては、納付が困難であるとの申し出があった場合、猶予制度の適用など、納税者の状況に即し、対応を行っております。

また、必要に応じて、生活にお困りの方などの相談を包括的に受け止め、必要な支援のコーディネートを行う「福祉まるごと相談窓口」等の利用についての案内をしています。

今後につきましても、納税が困難な方に対しましては、納税者の個別・具体的な実情を考慮し、対応してまいります。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】財政局 税務部 収納対策課

給与等の差押えにつきましては、最低生活の保障等の理由から差押禁止額が定められており、法令で定める差押禁止額を踏まえ、差押えを行っております。

なお、給与等の差押え禁止債権が含まれた預貯金債権の差押えに当たっては、差押禁止債権相当額を考慮し、対応しているところです。

納税相談等において、納税者個々の実情を把握するとともに、最低限度の生活に必要なとされるものを考慮し、対応してまいります。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】財政局 税務部 収納対策課

差押については、法令に基づき実施しているところですが、差し押さえるものについては、滞納額や滞納されている方の財産等、個々の実情を勘案し、総合的に判断し決定しております。

売掛金についても、納期内納付をされている方との公平性確保の観点から、差押・取立を実施することがあります。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】財政局 税務部 収納対策課

国民健康保険税の滞納税金の徴収につきましては、収入状況や生活状況を聴取、また調査等を行い、一括納付するだけの資力が無いと判断された場合には、一時的に分割により、納付いただくケースがあります。分納約束履行中におきましても、個々の実情を把握するとともに、納税資力の把握等に努めております。

また、納税の猶予の要件に該当する場合は、法令等に即し、対応しているところです。

なお、財産や納税資力のある方につきましては、法令等に則り差押を執行しております。ただ

し、収入や生活状況の聴取や調査等において、財産もなく、生活が困窮している等、納税資力がないと判断した場合は、執行停止を行っているところです。

(9) 傷病手当金制度を創設してください。

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

傷病手当金制度の創設につきましては、国民健康保険において、被用者や自営業者等が加入しており療養を行う際の収入の喪失等の状況が多様であることから、所得補填としての適切な支給額の算出が困難であることに加え、国からの財政支援がなく、財源の確保が難しい状況であることから困難であるものと認識しています。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

国からの財政支援もなく、財源の確保が困難なため本市独自制度の創設は困難であると認識しています。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

被保険者を代表する委員は公募しており、市報や市ホームページ等で広報を行っております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

運営協議会の被保険者を代表する委員は公募しており、公募委員の意見が反映できるよう努めております。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

さいたま市特定健康診査では、医療保険者に特定健康診査の実施が義務付けられた平成20年度から継続して、本人の自己負担なしで実施しています。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

がん検診との同時受診については、広報物に特定健康診査とがん検診が同時受診できる旨を記載し、同時受診可能な医療機関をわかりやすく表示して全戸配布しています。また、特定健康診査受診券とがん検診のお知らせを一体化することで、健（検）診を受診しやすい環境づくりに務めています。

③ 2024年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

未受診者対策としては、文書、SMSによる受診勧奨事業及び早期受診キャンペーンとして、さいたま市健康マイレージにおける健（検）診ポイントを2倍のポイント付与とする受診勧奨を実施し、受診率向上を目指します。

また、特定健康診査の内容や検査時間などを分かりやすく説明した健診案内ページをWEB上で作成しています。健診実施機関を地図上で確認でき、予約する医療機関に直接電話をかけることができるなど、対象者の利便性の向上に努めています。

広報としては、健診受診率の低下は疾病の重症化につながることから、健診の重要性を周知しながら、市報、市ホームページ、ソーシャルネットワークサービスを利用した健診周知、及び、区役所、支所、公民館等の市内公共施設、コミュニティバス車内、健診実施医療機関に健診PRポスターを掲示した健診周知、及び、自治会回覧版における健診PRチラシ回覧、区役所及び大宮駅における健診PR懸垂幕・横断幕の掲示による健診周知、並びに、区役所窓口における新規国保加入者への特定健康診査受診案内チラシ配布による健診周知を実施してまいります。

また、サッカーJリーグのホームゲームにおける大型映像装置での健診PR動画放映、及び、区役所、大宮駅、さいたま新都心駅周辺のデジタルサイネージでの健診PR動画放映による健診周知を実施し、受診率向上を目指します。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

さいたま市特定健康診査・国保人間ドック・国保健康診査等を受診された皆様の個人情報の管理につきましては、次のとおり、プライバシーポリシーに基づき適切に取り扱っています。

1. 管理・取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「さいたま市個人情報保護条例」を遵守します。
2. 各健診の個人情報（健診票及び健診情報）は本市及び委託先で保管されます。
3. 委託先との間では契約の中で個人情報取扱特記事項の遵守の取り決めを交わしています。
4. 個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤使用等を防止するためのセキュリティー対策を実施しています。
5. 安全な環境下で管理するため、個人情報データベース（管理システム）へのアクセス制限を実施しています。
6. 個人情報の保護についての職員教育を行っています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立ててきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】財政局 財政部 財政課

令和5年度末時点での財政調整基金は37,617,676,709円となっております。

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっています。引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】 財政局 財政部 財政課

財政調整基金につきましては、年度間の財源調整や補正予算編成、災害対応等に備え万全を期し、持続可能な財政運営を行うため、一定程度の基金残高を確保し続ける必要があります。

また、財政調整基金を活用することによる法定外繰入金は、国保の被保険者以外の市民の方に費用負担を求めることになり、市民からの理解を得られることが難しいと考えております。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

窓口負担の2割化については、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者になり、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費の他の支出負担も大きいという事情を鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らすものです。

なお、長期頻回受診患者への配慮措置として、施行後3年間、1月の負担増を、最大でも3千円に収まるような措置が導入されておりますので、今回の改正の目的・内容や配慮措置の手続き等の周知に努めてまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

窓口負担を市の単独事業で軽減することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」で明確に禁止する規定はございませんが、窓口負担割合を規定した法の趣旨に反することになることから、実施は難しいものと考えております。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課

窓口での面談時や臨戸徴収の機会を活用し、被保険者の健康状態・医療機関の受診状況・生活状況の把握に努めてまいります。

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 福祉局 生活福祉部 国保年金課、長寿応援部 いきいき長寿推進課

現在、長寿・健康増進事業の対象事業として、本市が広域連合から補助金の交付を受けている事業は、75歳の方への健康づくりリーフレット送付事業・シルバーポイント事業・後期高齢者健康診査受診後の結果説明などを含めた保健指導、人間ドック助成金交付事業、後期高齢者健康診査における血清アルブミン検査の実施があります。

また、高齢者の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、保健事業と介護予防を一体的に実施する事業に取り組んでおり、フレイル予防、生活習慣病重症化予防事業、健康状

態不明者への対策事業等を行っています。

限られた財源の中での各事業の実施については、内容の見直しも含め、その目的や費用等を考慮し、より効果的な事業実施となるよう努めてまいります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

本市では後期高齢者医療制度の被保険者に対し、健康診査、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診、歯科健康診査(埼玉県後期高齢者医療健康長寿歯科健診対象者を除く)を、年間を通じて無料で実施しております。

また、後期高齢者人間ドックについては、平成28年度より市の助成額を10,000円から12,000円に増額し、受診者負担の軽減を図ったところです。

なお、難聴検査については、後期高齢者健康診査が生活習慣病の早期発見や重症化の予防を目的とし、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、県内一律の内容で実施していることから、本市独自で聴力検査を健康診査項目へ追加し、無料で実施することは困難であると考えております。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課、長寿応援部 高齢福祉課

現在、国において制度化されている補聴器購入に対する助成制度としては、障害者施策における補装具として、障害者手帳を所持する両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者を対象としており、41デシベル以上の中等度以下の難聴者に対しては、購入後の医療費控除は受けることができるものの、補聴器購入そのものの助成制度はない状況にあります。

このため、国において、平成30年度から3か年計画で実施してきた「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の成果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえた上で、認知症予防の効果が認められる場合には、政策的・予算的に実現及び持続可能な制度となるよう、制度設計にあたり十分な検討を行った上で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する全国一律の公的補助制度等を創設するよう、国に対して要望しております。

なお、後期高齢者医療制度の保険給付として補聴器への助成を行うことについては、国において判断されるべきものと考えますが、保険適用の拡大により保険財政に影響を及ぼすことから、慎重な検討が必要になるものと考えております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【回答】保健衛生局 保健部 地域医療課

令和元年9月に、国が公立・公的医療機関等における具体的対応方針の再検証を要請する医療機関を公表いたしました。令和5年8月に開催された令和5年度第2回埼玉県さいたま地域医療構想調整会議において、再検証対象とされていた医療機関の対応方針について合意されたことから、現在の体制が維持されることになりました。

今後、国の動向を注視してまいるとともに、引き続き地域医療構想調整会議におきまして、公

立・公的医療機関等も含め、各医療機関に担っていただく医療機能や役割分担、必要性について、議論を深めていただくことが重要であると考えております。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【回答】保健衛生局 保健部 地域医療課

医療従事者の確保については、分娩を取り扱う産科医等の処遇改善を図るため、分娩手当を支給する産科医療機関に補助金を引き続き交付してまいります。

4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】保健衛生局 保健所 保健所管理課

平時から感染症等健康危機に備え、保健センターなどの人員体制を強化する仕組みづくりに取り組んでまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】保健衛生局 保健所 保健所管理課

本市では、保健所は健康危機管理の拠点として、広域的かつ緊急的な課題に対し、情報及び指揮命令系統等の一元化により、迅速で的確な対応が可能になるよう、1カ所の設置としております。

保健所の体制につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策の振り返りを踏まえ、新興感染症等に備えるため、迅速かつ的確に対応できるよう整備してまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

・総合事業への移行について

令和4年12月20日付で社会保障審議会（介護保険部会）がまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「軽度者（要介護1・2の者）への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、第10期計画期間の開始までの間に、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出すことが適当」とされました。

本部会において、我々の代表である全国市長会の高松市長より総合事業の受け皿の整備が整っていないということ、軽度者とくっついているが認知症の方をどうするのかという点を解決しないと現実的に困難と指摘しております。

昨年、全国市長会の「令和6年度国の施策及び予算に関する重点提言（R5.11.15）」において「軽度者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行については、拙速な検討は避け、慎重を期すること。」と国へ要望しており、今年度も引続き要望してまいります。

・利用料2割負担の対象者の拡大

利用者負担の軽減については、全国市長会「令和6年度国の施策及び予算に関する重点提言」において、財政措置を含めた対応策を講ずるよう要望しております。また、大都市介護保険担当課長会議においても、誰もが必要な介護サービスを利用できるよう負担軽減措置を拡充することと要望しております。

また、今年度においても引続き、負担軽減の拡大を図るなど国において必要な措置を講じるよう要望してまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

介護保険保険給付費等準備基金の取崩しや低所得者保険料軽減負担金の活用、保険料段階の多段階化による被保険者間での所得再分配機能の強化により、特に低所得者層を中心に保険料の上昇を抑制する措置を行いましたが、介護報酬の改定、高齢者人口の増加による給付費の上昇が大きく、第9期の介護保険料はプラス改定となりました。

介護保険制度を維持するためには必要なものとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

介護保険料の減免については、さいたま市介護保険条例に基づき実施しております。また、低所得者については、第1段階から第3段階の非課税世帯の介護保険料を引き続き軽減しています。

低所得者への保険料軽減については令和2年度より完全実施されたところではありますが、大都市民主主管局長会議において、更なる保険料の上昇抑制策を検討するよう国に要望しています。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

介護保険の在宅サービスは、要介護状態区分に応じて、利用上限額が決められています。サービスを利用する場合、ケアマネジャーが、利用者の身体状況や家族構成、生活環境など総合的に勘案したケアプランを作成し、必要な範囲内でサービスを利用することができます。利用上限額を超えるサービス利用が必要な場合は、区分変更申請により要介護度の見直しを行い、利用上限額を引き上げることができます。必要に応じてケアマネジャーにご相談ください。

利用者の財政的な負担軽減については、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、1か月に支払った利用者負担額を合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯で支払った利用者負担額を合計）し、所得段階に応じ国で定めた自己負担の限度額（月額）を超えた分を、申請により後から支給しております。

その他、本市独自の介護保険サービスの利用者負担の助成として、在宅介護サービス利用者負担の支払いが困難な方で、市民税非課税世帯で一定の収入以下の方に対して、利用者自己負担分の7割又は5割相当を助成する「在宅サービス利用者負担助成事業」を実施しており、引き続き継続してまいります。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

市では、「さいたま市介護保険在宅サービス利用者負担助成事業」により、所得が低い方の在宅介護サービス費を助成することにより、地域で安心して暮らしていけるよう支援しており、引き続き実施してまいります。

また、特定入所者介護サービス費の令和3年8月の改定は、令和2年度介護事業経営実態調査結果の平均的な食費の費用の額との差を考慮して、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう制度化されたものとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難にならない助成制度を設けてください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームの食費と居住費の負担については、全国共通の問題と考えております。そこで、第79回九都県市首脳会議において、本市が九都県市を代表して、国に対して食費と居住費を介護保険施設等と同様に、所得等に応じた負担軽減制度の創設と必要な財政措置を要望したところです。

また、平成29年に開催された大都市介護保険担当課長会議におきましても、厚労省に対して家賃等について給付対象となるよう要望しております。引き続き、国の動向を注視してまいります。

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

公定価格が収入源である介護サービス事業者が安定的な運営をできるよう、介護給付費の改定に関する要望を国に対し行ってまいります。

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

第5類移行前においては、新型コロナウイルスの感染防止対策として、国が調達したサージカルマスクやゴム手袋等を配布してまいりました。現在においても、感染者が発生した介護施設や

介護事業所に対し、サージカルマスクやゴム手袋等を緊急で配布することができるよう備蓄をしております。

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的な PCR 検査等を実施してください。

【回答】保健衛生局 保健所 感染症対策課

令和 6 年度以降の新型コロナウイルスワクチンの定期接種は、国の審議会において専門家による科学的な検討により、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的に実施するものと決定され、その対象者は 65 歳以上の方又は 60 歳以上 65 歳未満で、厚生労働省令で定める、心臓、腎臓又は呼吸器等の機能に極度の障害(身体障害者手帳 1 級相当)を有する方に限定されております(予防接種法施行令第 3 条第 1 項)。

このため、対象者以外の接種は、全額自己負担の任意接種となり、現時点で助成を実施する予定はありません。

また、新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 7 日までは感染症法に基づき、入院や宿泊療養の調整、自宅療養者への健康観察を行政が実施していましたが、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症へ移行し、季節性インフルエンザ等と同様の取り扱いに変更となり、全国一律で一般診療での対応となりました。そのため、感染の有無を調べる検査費用についても、一般の診療と同様の扱いとなり、公費による検査は実施していません。

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

訪問介護の基本報酬の引き下げについては、施設併設型事業所とそれ以外の事業所を画一的に取り扱ったことにより、実情に合わない報酬改定となったと考えております。

そこで、本市としましても、諸所の実情に応じた報酬改定を行うよう、他の自治体と連携し国に要望してまいります。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

特別養護老人ホーム等については、「さいたまいきいき長寿応援プラン」(第 9 期計画)に基づき、計画期間の令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で地域密着型特別養護老人ホーム 174 名分、小規模多機能型居宅介護事業所 4 か所などを整備することとしており、この第 9 期計画に基づき公募を行い、介護保険施設等の整備を図ってまいります。

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課

本市においては、地域包括支援センターの体制の充実のため介護保険法で定める 3 職種のほか、介護支援専門員等の 3 職種以外の職員、地域ケア会議に係る事務に従事する職員の増配を行っています。また、第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターの相談体制の充実の観点から、職員研修等を通じた各センターの機能強化に取り組んでま

います。

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額 2 万円手当あり）

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

令和 6 年度の国の報酬改定において、一人の介護支援専門員が受け持つことができる件数を増やすことにより、ケアマネジャーの不足への対策を講じており、今後、この改定の効果を検証し、埼玉県への要望の必要性を検討してまいります。

また、埼玉県では既に、県内の介護事業所に従事する介護支援専門員を支援するため、法定研修の受講料を軽減した研修実施機関に、研修ごとに 1 万円を補助し、介護支援専門員に対する法定研修の受講料負担の軽減措置を講じております。

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらおうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 福祉総務課、長寿応援部 いきいき長寿推進課、障害福祉部 障害福祉課、子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課、子育て支援課、子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課、教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室

本市では、令和 4 年 6 月に、ヤングケアラーを含むケアラー全般に対する支援を推進するため、「さいたま市ケアラー支援条例」を制定いたしました。

ヤングケアラーに関する施策といたしましては、10 区に設置しているこども家庭センターにて、支援員による訪問支援が必要と判断したヤングケアラーのいる家庭を対象に「ヤングケアラー訪問支援事業」を実施し、家事・育児等の支援を通じて、日常生活における負担軽減を図っております。併せて、ヤングケアラーである子どもやその家庭を早期に把握することや、適切な支援に繋げることを目的に、関係機関や市立学校の職員等を対象に、研修会を実施しております。

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】福祉局 長寿応援部 介護保険課

高齢者が自分らしく生活できるよう、地域包括支援センター等と連携し介護予防や要介護状態等の軽減・悪化を予防するような取組を推進してまいります。その取組結果として、保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）が交付されますが、実績評価、交付の見直しにおいては、市町村の状況を踏まえ行うよう国に要望しております。

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割

合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】 福祉局 長寿応援部 介護保険課

保険者機能強化推進交付金の見直し、要介護認定者数が年々増加していくことなどに伴う介護保険料の大幅な増額改定が必要とならないよう、介護保険の安定的な運営を図るため、国の負担割合を引き上げることにより、被保険者の負担割合を引き下げる財政措置を講ずるよう、国に要望しております。

14. 介護給付費準備基金残高から 2024 年度に執行した金額はいくらですか。

【回答】 福祉局 長寿応援部 介護保険課

令和 6 年 7 月当初時点で執行額はありません。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【回答】 福祉局 障害福祉部 障害政策課

本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指しています。国連の障害者権利委員会の総括所見や骨格提言につきましては、引き続き、国や県の動向を注視してまいります。第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画につきましては、その実現を目指し、各施策を実施してまいります。計画の進行管理に当たりましては、「誰もが共に暮らすための市民会議」を開催し、障害当事者や関係者の皆様からご意見を伺う機会を設け、施策に反映するように努めてまいります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】 福祉局 障害福祉部 障害福祉課

地域生活支援拠点等については、障害者支援地域協議会を昨年度までに市内 6 区に設置し、地域の体制づくり等に取り組んでおります。今後につきましては、障害者支援地域協議会を今年度に 2 区、来年度に 2 区追加し、10 区全てに設置をする計画でございます。引き続き、障害のある人が安心して暮らせるよう努めてまいります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】 福祉局 障害福祉部 障害政策課

障害福祉サービス事業所等の整備につきましては、さいたま市総合振興計画に基づき引き続き国庫補助金を活用した民間整備の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

障害福祉サービス事業等の整備につきましては、継続的な整備状況等の調査に基づき、整備方針を見直しながら計画的な整備に努めてまいります。

- (4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

障害者を介護している親が、入院や入所になった際は、障害者生活支援センターや区役所ケースワーカー等が、ヘルパーの派遣や緊急一時保護等の手続きを迅速に行いながら、必要に応じてグループホーム等の利用に向けた調整をしていきます。

また、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるための、相談支援や体験の機会、緊急時の受入・対応、専門的な人材の確保、地域の体制づくり等の機能強化を図る「地域生活支援拠点等」について引き続き拡充を図ってまいります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

本市では、無料職業紹介事業として、市内事業所からの求人情報を市ホームページ上に掲載し、毎月更新を行っております。また、市内障害福祉サービス事業所等と就職希望者との出会いの場を設ける目的で、令和2年度から就職面談会を実施しております。今後も必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、障害者施設の人材確保のための取組を行ってまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

現在、本市の心身障害者医療費支給制度は、埼玉県補助対象事業として実施しております。

所得制限につきましては、埼玉県において、限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという考えに基づいて、平成31年1月1日から所得制限が導入されました。本市におきましても、今後も受給者の方々の経済的負担を軽減し福祉の増進を図ることができるよう、本事業を将来にわたり持続可能な制度として安定的に実施していくために、応能負担の考え方から、県と同じく平成31年1月1日から、所得制限を導入したものですのでご理解をお願いいたします。

年齢制限につきましても同様に、平成27年1月1日から埼玉県の補助金において年齢制限が導入されたことを受け、本市におきましても年齢制限を導入したものです。高齢化の進行により、加齢に伴って障害者手帳を取得される方が増加し、今後も対象者の増加が見込まれていることから、本事業を将来にわたり持続可能な制度として安定的に実施していくために、65歳以上で新たに心身障害者となった方を助成対象外としたものですのでご理解をお願いいたします。

なお、一部負担金等の導入につきましては、現時点では考えておりません。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

精神障害者保健福祉手帳2級所持者の対象化につきましては、埼玉県において、平成27年1月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象としたことによる影響等を把握した上で、今後検討していくものと聞いております。本市といたしましても、埼玉県の補助金の対象に精神障害者保健福祉手帳2級所持者を加えるよう、過去5回にわたり埼玉県に対して要望書を提出しております。今後も県の動向を注視し、引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、埼玉県では、精神障害疾患においては入院期間の短縮を図り、できる限り早期の社会復帰、社会参加を促進するための取組を進めていることから、精神病床への入院に係る費用を補助の対象外としています。本市におきましても、こうした理由から、精神病床への入院に係る費用を助成の対象外としているものですので、ご理解をお願いいたします。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課、障害福祉課、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター

二次障害につきましては、元々ある障害を主な原因として、新たな症状や障害の重度化、日常生活の支障などが生じることと捉えております。

二次障害に対して、必要な治療に加え、二次障害に起因するような日常生活での負担などに対する対策で、発症・進行を抑えることが重要であると考えております。

ご指摘のとおり、脳性麻痺をはじめとする身体障害に限らず、その他の障害でも起こり得ることですので、関係機関と情報共有や連携を図りながら、必要な支援・啓発について調査・研究を行ってまいります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

本市では生活サポート事業を実施しております。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

引き続き、障害福祉サービス等にかかる支出の増加が見込まれる中で、今後も持続的、安定的に本事業を継続していく必要があることから、利用時間の拡大につきましては、難しい状況で

す。

- ③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

利用者の負担軽減につきましては、平成 26 年度に制度改正を行い、在学中に 18 歳を迎えた場合、その年度に限り自己負担額を軽減するよう改善を図りました。今後も持続的、安定的に本事業を継続していく必要があることから、成人障害者の更なる利用料軽減につきましては、難しい状況です。

(2) 福祉タクシー事業

- ①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

本市では、初乗り料金の改定を受け、令和 2 年度から利用券の交付枚数を 36 枚または 24 から、54 枚または 36 枚に増やしました。また、福祉タクシー券の利用方法につきましては、県・市町村・事業者等で構成する福祉タクシー運営協議会で取り決めているものであるため、利用に関する利便性の向上につきましては、福祉タクシー運営協議会で検討していくべきものと考えております。

- ② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は 3 障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

本市では、福祉タクシー利用料金助成事業ならびに自動車燃料費助成事業につきまして、平成 25 年度に制度の見直しを行い、対象者の裾野を広げるため、精神障害者を新たに助成対象に加えることで、3 障害共通の支援策として位置づけました。タクシー券の利用については、障害者本人が乗車していれば介助者が同乗することを認め、自動車燃料費の助成については、同居のご家族で主に障害者の移動支援を行っている介助者の申請も認めております。また、年齢制限についても特設設けておりません。

しかしながら、年々増加する利用者に対する財源の確保を行う必要があったことから、本制度の持続性を確保するために、上記の見直しの際に、新たに所得制限を導入したものです。引き続き障害福祉サービス等に係る支出の増加が見込まれる中で、今後も持続的、安定的に本事業を継続していく必要があることから、所得制限の見直しは困難な状況ですが、今後の制度のあり方については、引き続き検討してまいります。

- (3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。**

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

福祉タクシー利用料金助成事業及び自動車燃料費助成事業につきましては、県からの補助を受けず本市単独事業として実施しております。今後につきましても、これまでと同程度の水準を維持しながら、継続して事業を実施してまいります。また、近隣市町村との連携につきましては、

今後、制度について検討する際の参考とさせていただきたいと考えております。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】総務局 危機管理部 防災課

本市では、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方を円滑かつ迅速に避難できるよう支援するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

名簿の掲載要件は、身体能力、情報取得能力、状況判断能力等、要支援者個人の避難能力に着目して決定しているところではございますが、災害時に避難支援が必要で、名簿への掲載が必要と認められる場合や、名簿への掲載を希望する方については、ご家族の有無に関わらず、掲載要件に当てはまらない場合であっても掲載しているところです。

名簿掲載者の自宅から避難場所までの避難経路については、本人やその家族、自治会、自主防災組織等の支援者が中心となり検討していただくことを考えております。その際、地図上や実際に避難経路を辿り、危険箇所や段差など、避難行動に支障となるものがないかを確認いただきたいと考えております。

また、避難所運営委員会においては、要配慮者の特性に応じた対応や避難スペースなど、避難所運営について協議しております。なお、各避難所にて、避難所運営訓練も実施しておりますので、避難所運営の検証や相互理解の貴重な機会となることから、積極的にご参加いただきたいと考えております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】総務局 危機管理部 防災課 福祉局 生活福祉部 福祉総務課

福祉避難所は、高齢者や障害者その他の特別な配慮を必要とする配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設として、民間社会福祉施設等の団体・法人との「災害時における要配慮者の受け入れに関する協定」の締結または災害対策基本法に基づく指定により整備しており、令和6年6月1日現在で102施設となっています。

令和3年の災害対策基本法改正に伴い、指定福祉避難所への直接避難を促進し、要配慮者の支援を強化することが求められているところですが、災害発生時には、福祉避難所自体の被災状況や職員の勤務状況等を確認し、受入れが可能か判断を行った上で避難していただく必要があり、すべての福祉避難所を開設できるとは限らないのが現状です。

そのため、現時点においては、小中学校等の一般の指定避難所に避難している要配慮者のうち、生活に著しく支障をきたす方で、福祉避難所への移送が適当と判断された方から、受入れが可能な福祉避難所へ、順次移動いただくこととしています。

指定福祉避難所への直接避難を可能とする登録制度等につきましては、今後の課題であると考えていますので、引き続き制度のあり方などを検討してまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】総務局 危機管理部 防災課

本市では、在宅避難などの避難所以外で生活を行う方につきましても、最寄りの避難所へ避難

者カードを提出することで、避難者台帳に登録され、避難所から情報提供や物資の配給を受けられる仕組みとなっております。なお、直接避難所に足を運ぶことができない在宅避難者につきましては、自治会や自主防災組織が取りまとめて報告することも可能としております。

災害時に混乱が生じないように、避難者カードにつきまして、出前講座等を活用して市民の方へ日頃から広く周知を行っているところです。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【回答】総務局 危機管理部 防災課

避難行動要支援者名簿には、心身の機能の障害等に関する情報が含まれており、その情報を他者に知られることによって、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれがございます。こうしたことから本市では、平時から自らの情報を外部に提供することに同意した避難行動要支援者のみ掲載した名簿を、自治会、自主防災組織、民生委員に配付しております。自治会、自主防災組織、民生委員の方々には、日頃から見守りや防災訓練等に避難行動要支援者名簿を活用していただくようお願いをしております。

なお、災害時には、同意を得ていない方も含め、掲載要件に該当する全ての方を掲載した名簿を、消防や警察、市社会福祉協議会などにも提供をいたします。

現段階では、地域で活用する体制の確立を後押しすることが優先課題ととらえております。

地域での支援体制が十分に整っていない状況下で、民間団体へ名簿を提供することはかえって混乱を招くことが予想されるため、現段階では検討しておりません。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】保健衛生局 保健所 保健所管理課

自然災害発生時、特に避難所での生活においては、感染症対応も想定した対策が必要になり、避難所運営の際は、区役所保健センターと保健所が協力し、予防対策や感染症発生時の対応を行うこととなっております。昨今の新たな感染症と災害の同時発生等も視野に、引き続き、防災等関連部署と連携し、対策について検討してまいります。

また、厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」や災害救助法の改正等を踏まえ、今後も健康危機管理事案対策の拠点である保健所の機能強化について、取り組んでまいります。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

アルコール消毒やマスクなどの衛生用品につきまして、現在のところ配布の予定はございませんが、感染症発生時にも障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されるよう、必要な支援に努めてまいります。

- (2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】保健衛生局 保健部 地域医療課

国からの事務連絡等に基づき、県等と連携しながら、適切に周知してまいります。

- (3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】保健衛生局 保健所 感染症対策課

令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチンの定期接種は、国の審議会において専門家による科学的な検討により、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的に実施するものと決定され、その対象者は65歳以上の方又は60歳以上65歳未満で、厚生労働省令で定める、心臓、腎臓又は呼吸器等の機能に極度の障害(身体障害者手帳1級相当)を有する方に限定されております(予防接種法施行令第3条第1項)。

このため、対象者以外の方に対する優先接種は、現時点で実施する予定はありません。

なお、接種を受けられる場所については、市民の皆様が身近な場所で接種しやすいよう、かかりつけ医等の個別医療機関にて実施してまいります。

- (4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

物価高騰支援につきまして、今年度補助事業の予定はございませんが、引き続き市内事業所の運営状況の把握に努めてまいりますとともに、国による財政措置等の必要な支援を講じるよう、国に要望してまいります。

8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」(令和2年4月1日開設)で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】総務局 人事部 人事課

現在、さいたま市の障害者採用選考につきましては、障害者手帳の交付を受けている方を対象としております。障害者手帳のない難病患者の障害者枠雇用につきましては、国や他自治体の動向を注視していきたいと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課

こども家庭庁の定義に基づく、本市の令和6年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。また、認可保育所等の利用を希望したものの利用できなかった方、いわゆる利用保留児童は、1,506人でした。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課

既存の認可保育所、認定こども園(保育所機能部分)、小規模保育事業及び事業所内保育事業(地域枠)が、定員弾力化により受け入れている児童の年齢別の人数(令和6年4月1日現在)は、次のとおりです。

0歳児	73名
1歳児	316名
2歳児	356名
3歳児	199名
4歳児	172名
5歳児	175名

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課

待機児童解消のための対策につきましては、これまでも認可保育所等の積極的な整備を進めてきたところであり、昨年度は、私立認可保育所及び認定こども園の新設整備によって505人、小規模保育事業等も含めると644人の定員増加となる施設整備を行ったところです。今後も保育を希望する方が1人でも多く施設を利用できるよう、保育需要の高い地域において優先的に施設整備を進めてまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課、保育施設支援課

加配が必要な園児を受け入れている施設は毎年10施設超増えております。

補助金につきましては、園児2対保育士1の加配を要する園児を受け入れている場合は、園児1人につき月額10万8千円、園児1対保育士1の加配を要する園児を受け入れている場合は、園児1人につき月額21万6千円の助成を行っております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課

認可外保育所が認可保育施設に移行する場合の施設整備事業費に関しては、整備理由で区別することなく、新設整備の場合と同じ制度、同じ基準に基づいて交付しておりますので、現行どおり支援をしております。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課、保育施設支援課

1歳児につきましては、市の単独補助として、園児4人に対して保育士1人配置している場合に、園児1人につき月額2万円の助成を行っております。保育士配置の最低基準につきましては、国と同じ基準としておりますことから、今後の国の動向を注視しております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課、保育施設支援課

本市では市の独自の事業といたしまして、保育施設で働く常勤職員の処遇改善を図るために月額10,500円、期末加算として年額67,500円を助成し、保育士の待遇改善、離職防止に努めております。

1歳児につきましては、市の単独補助として、園児4人に対して保育士1人配置している場合に、園児1人につき月額2万円の助成を行っております。

保育士配置の最低基準につきましては、国と同じ基準としておりますことから、今後の国の動向を注視しております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課

3歳未満児の保育料につきましては、一定の要件のもとに第2子半額や第3子無料などの軽減措置を行っております。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課、保育施設支援課

副食費につきましては、自宅で子育てを行う場合でもかかる費用であるため、保育所等を利用する保護者の方々にもご負担いただいておりますが、年収 360 万円未満相当世帯の子どもの場合などは副食費の免除を行っております。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳~2歳児の子どもの対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課、保育課

現在、国において、未就園児を対象とした新たな子育て家庭の支援となる「こども誰でも通園制度」の創設に向けて、準備が進められています。

本市においては、今年度、令和8年度からの本格実施に向けて、試行的事業を実施しています。

試行的事業の利用を通じ、令和8年度からの制度の本格実施に向けて準備を進めてまいります。

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課、保育課

事業を実施するためには、事業者が一定の人員基準・設備基準を満たしたうえで運営できることが必要になります。

このため、現在国において令和8年度からの本格実施に向けて、運営費の単価設定等について検討しているところです。

6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課

市の実施する保育に関する各種研修については民間保育施設にも参加を呼びかけ、多くの施設の方々が参加していただいているところです。

児童福祉法に基づく、認可外保育施設に対する年に1度行う通常の立入調査に加え、本市が

独自で実施している全保育施設に対する午睡時の抜き打ち調査やプール活動時の調査を行うなど、引き続き指導監督を充実させることで、保育の質の維持・向上に努めてまいります。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育課、保育施設支援課

保護者が育児休業を取得する場合、既に入所中の児童については、発達上環境の変化が好ましくないとの判断から、本市では育児休業の終了まで継続入所ができる取扱いをするなど、育児をする保護者の支援を行っております。

- (3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課

委託費については、国庫補助事業であることから、国の基準である在籍人数に対しての支払いの運用を行っており、定員に対しての支払いは行うことができません。

0歳児など、一部の定員について定員割れが生じている場合等には、定員数の一部変更など、定員の弾力的な運用を認めているところでございます。

【学 童】

7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1支援の単位 40人以下」「児童1人当たり 1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課

本市では、放課後児童クラブへの入室希望が年々増加しており、その需要に対応するため待機児童数の多い学区や入室定員の超過が著しい学区を優先して、放課後児童クラブの新規整備を積極的に行い、早期の待機児童の解消を目指しているところです。

令和5年度から、放課後児童クラブの新規開設や大規模クラブの分離が円滑に図れるよう、開設に伴う改修経費に係る補助金の拡充を行ったところであり、今後も支援を継続して実施してまいります。

8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で46市町(63市町村中73.0%)、「キャリアアップ事業」で36市町(同57.1%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和6年度の国の新規「常勤支援員2名複数配置」補助を施策化してください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課

放課後児童支援員の処遇改善につきましては、放課後児童クラブにおける人材確保と質の向上に関わる重要な課題として認識しており、平成27年度から「さいたま市民設放課後児童クラブ放課後児童支援員処遇改善費補助金」による支援を開始し、平成30年度及び令和2年度には、

補助基準額等を拡充して実施しているところです。さらに、令和4年2月からは放課後児童クラブで働く全職員を対象に、月額9,000円程度の賃金改善を行うための補助を実施しております。

今後につきましても、補助金の実績・効果等を検証しながら、放課後児童支援員の処遇改善に取り組んでまいります。

また、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助につきましても、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、国において創設をされておりますが、本市における効果的な活用について、検討をしてまいりたいと考えております。

9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課

本市の放課後児童クラブにつきましても、県単独事業の対象となっております。

【子ども・子育て支援について】

10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は通院については小学校3年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024年4月から実施されました。現物給付の対象年齢を18歳までに拡充してください。

【回答】子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

本市といたしましても、子育て環境の充実と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和6年10月から入通院の医療費の助成対象年齢を18歳の年度末まで拡大いたします。

- (2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

【回答】子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

子どもの医療費に関する制度設計は、基礎自治体間での不均等が生じないように、全国一律の制度として実施することが必要と考えております。

引き続き、他自治体と連携した要望や本市による単独要望等を通じて、国に対して要望活動を実施してまいります。

- (3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

本市は県の子ども医療費支給事業補助金の交付対象から除外されているため、要請する立場にはありません。

11. 子育て支援を拡大してください。

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 国保年金課

国民健康保険の保険税の子どもの均等割金額相当を軽減するために財政支援することは、削減・解消すべき赤字に該当すると国より通知されているため、検討しておりません。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課

学校給食に地元農産物を取り入れることは、地産地消を推進するだけではなく、児童・生徒への食に対する生きた教材として食育に資するとともに、地域の自然・文化への理解や食への感謝をはぐくむ上でも重要であると考えております。

学校給食における地元農産物の活用に向けた取組としては、毎年、地元生産者と栄養教諭・学校栄養職員との情報交換会を開催し、利用促進に向けた意見交換を行っているところです。

小、中学校の学校給食費につきましては、「学校給食法」及び「同法施行令」に規定される学校給食の実施にかかる様々な経費のうち、食材の購入費に限り学校給食費として保護者の方に負担をお願いしております。

食材の購入費以外の一切の経費につきましては、さいたま市が負担しているところであり、また、経済的理由により学校給食費の支払いが困難な保護者の方に対しましては、学校給食費の全額を援助する「就学援助制度」を実施していることから、現在のところ学校給食費を無償にすることは考えておりません。

(3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

【回答】教育委員会事務局 学校教育部 学事課

就学援助制度の就学援助基準額については、引下げ前の生活保護基準を準用することで対象者の減少につながらないように対応しております。

就学援助制度の周知については、「就学援助制度のお知らせ」を市立各小・中・中等教育学校を經由し、全児童生徒に配布しております。また、就学時健康診断や入学説明会を開催する際に、就学前のお子さんをお持ちの保護者に対しましても、周知を図っているところです。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないとは申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

ためらわずに生活保護の申請を行っていただくためには、制度の内容を正しくお伝えするとともに、国民の権利であることを周知・徹底していく必要があると考えております。

そのため、令和5年3月に相談者に配布する「生活保護のしおり」を改定いたしました。表紙に「生活保護の申請は国民の権利です。」と明記し、しおりの中で「生活保護の申請は、申請意思があればどなたでも申請することができます。」と明記しております。また、しおりをホームページからダウンロードすることも可能になっております。

次に、令和2年12月に市ホームページを更新し、生活保護の申請は国民の権利であること

を明記し、ためらわず相談を行っていただくよう市民への周知を図っております。

そして、民生委員の方々を対象に、生活保護制度についての出前講座を実施しており、地域の中でお声がけいただけるように努めているところでございます。

引き続き、他の自治体における取組を確認するとともに、このような取組を行うことで、保護を必要とする方が申請をためらうことのないよう、懇切丁寧な生活保護制度の周知に取り組んでまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

令和5年3月に相談者に配布する「生活保護のしおり」を改定いたしました。扶養照会については、生活保護制度における扶養義務者からの援助について相談者へ説明し、面接相談時や保護申請後の調査において、扶養義務者との関係を聴取し本人の意向を確認しております。本人から聴取した意向を基に、国の示す基準に照らし合わせ、扶養照会の実施については実施機関が判断しております。

3. 保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

厚生労働省からは各種会議等の機会を通じて、保護の決定に当たっては、特別な理由がない限り、生活保護法第24条第5項に基づき14日以内に適切に行うよう示されております。

また、事務監査の際に法定期限内処理状況について確認しております。引き続き、適切な保護申請の取扱いについて指導してまいります。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

保護の変更の申請等がなされた際には、「保護変更（決定）通知書」により、保護の種類、程度（金額）、方法及び変更した理由を付して通知しております。

この通知書につきましては、内容が分かりづらいという声があることも認識しているところ

ろです。なお、国の標準仕様書が令和4年3月、その改版が令和5年3月、令和6年3月に示されており、これは全国で一律の基準となっており、自治体独自の記載欄を設けることはできない仕様となっております。システムベンダにおいても、国の標準仕様を厳守することが求められており、本市独自の裁量はございません。

また、保護開始時や複雑な変更等の場合は、通知書に加え、分かりやすい説明を行うように各区福祉課には指示しております。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっております。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

ケースワーカーの配置につきましては、標準数を下回らないように各区において人員要望を行っております。さらに生活福祉課からも、人事所管課に対して標準数の確保及び社会福祉主事の有資格者の採用についての要望を行っております。

また、生活保護利用者に親切丁寧な対応及び適切な助言が行えるように、今後も研修の充実に努めてまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

無料低額宿泊所への入所は生活保護申請の要件ではないため、申請者への入所の強制は行っていないものと認識しております。

また、申請者の意思で無料低額宿泊所に入所した場合でも、早期に居宅移行を図れるよう支援を行っております。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

夏季加算については、国に対して生活保護の実施要領の改正意見として「夏季加算の導入」を提出しております。

また、生活保護制度は国の責任において行うものであることから、自治体独自の施策として、エアコン設置代や電気代補助を支給することは検討しておりません。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

本市では、各区福祉課に福祉まるごと相談窓口を設置し、生活にお困りの方や福祉のさまざまな課題を抱えた方等の相談を包括的に受け止め、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを実施しております。

また、同窓口を広く市民に周知するために、市報への掲載をはじめとして、各区役所内へののぼり旗の設置による窓口案内や、市内公共施設や関係機関への周知リーフレット配置、自治会や民生児童委員協議会、社会福祉協議会などへの周知、市ホームページやX（旧ツイッター）などのSNSでの周知等、積極的な情報発信に努めているところです。

引き続き、同窓口を通じて生活困窮者の把握に努めるとともに、ご本人の困窮状態によっては、適切に生活保護の担当に繋げるなど、支援を必要とされる方に適切な支援が行えるよう努めてまいります。

9、医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

通院のための移送費については、保護のしおりの「臨時的な費用」の例として明記し、担当者にご相談頂くようにご案内しております。

また、申請のあった移送費につきましては、国の示す医療扶助運営要領に基づき、個別にその内容を審査し給付の可否について検討を行った上で、支給しております。

以上

ご協力ありがとうございました。